

# 工事費内訳書について（改正版）

すべての建設工事の入札において、入札時に工事費内訳書の提出を必要とし、その取り扱いについては、高知県の運用に準じて入札執行しておりましたが、運用を改め、平成28年6月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から、以下のとおり適用いたします。

## 1. 工事費内訳書の記載事項

- ①請負対象金額にかかわらず、内訳として、工種まで（建築工事は種目まで）の金額を記載する。
- ②様式例は定めるが、同様式に記載すべき事項が記載されていれば、別様式でも可とする。
- ③住所、名称、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。代理人による作成は認めない（失格とする）。

## 2. 工事費内訳書の提出

- ①入札参加者は、1回目の入札書の投かんに際し、全員必ず1回目の入札に工事費内訳書を提出しなければならない。その場で作成することは認めない。（入札書といっしょに投かんする。）
- ②再度入札となった場合、工事費内訳書の提出を要しない。
- ③落札者の工事費内訳書をもって、契約締結時に提出する請負代金内訳書に代えることはできない。

## 3. その他注意事項

- ①工事費内訳書を提出していない場合は、失格とする。
- ②工事名が異なる、工事費内訳書に記載の総合計金額が入札書記載金額と一致しない等により、当該入札案件のものと特定できない場合は失格とする。（単純な誤字等軽微な誤りの場合は除く。）
- ③住所、名称、代表者氏名の記載がない場合は失格とする。

平成28年5月末日  
南国市財政課